

都市計画法開発許可制度便覧の改正について

都市計画法開発許可制度便覧の一部を次のように改正する。

頁	新	旧	備考																																																																																								
106頁	<p>1-2 本県における都市計画区域の概要</p> <p>(略)</p> <p>平成31年3月現在、本県には12の都市計画区域(14市18町1村)があり、都市計画区域の面積は約2,100km²で県土の約29%となっている。</p> <p>なお、昭和45年8月31日に仙塩広域都市計画区域の線引きが行われ、同年12月25日に石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の線引きが行われている。(8市5町1村)</p>	<p>1-2 本県における都市計画区域の概要</p> <p>(略)</p> <p>現在、本県には12の都市計画区域(13市19町1村)があり、都市計画区域の面積は約2,103km²で県土の約29%となっている。</p> <p>なお、昭和45年8月31日に仙塩広域都市計画区域の線引きが行われ、同年12月25日に石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の線引きが行われている。(7市6町1村)</p>	<p>■改正理由</p> <p>現時点での更新に伴い改正するもの。</p>																																																																																								
107頁	<p>表1-2 都市計画区域の現況 (平成31年3月現在)</p> <p>(表中)</p> <p>市町村名 富谷市</p> <p>仙塩広域 最終指定 平成30.5.15 県告示528号</p> <table border="1"> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>面積(ha)</td> <td>仙台市</td> <td>44,296</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>塩竈市</td> <td>1,737</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>名取市</td> <td>9,817</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>多賀城市</td> <td>1,969</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>岩沼市</td> <td>6,045</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>富谷市</td> <td>4,918</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>松島町</td> <td>5,352</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>七ヶ浜町</td> <td>1,319</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利府町</td> <td>4,489</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小計</td> <td>88,934</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>210,016</td> </tr> </table>	都市計画区域	面積(ha)	仙台市	44,296			塩竈市	1,737			名取市	9,817			多賀城市	1,969			岩沼市	6,045			富谷市	4,918			松島町	5,352			七ヶ浜町	1,319			利府町	4,489			小計	88,934			合計	210,016	<p>表1-2 都市計画区域の現況 (平成26年1月現在)</p> <p>(表中)</p> <p>市町村名 富谷町</p> <p>仙塩広域 最終指定 平22.5.18 県告示510号</p> <table border="1"> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>面積(ha)</td> <td>仙台市</td> <td>44,293</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>塩竈市</td> <td>1,787</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>名取市</td> <td>10,007</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>多賀城市</td> <td>1,965</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>岩沼市</td> <td>6,072</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>富谷町</td> <td>4,913</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>松島町</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>七ヶ浜町</td> <td>1,327</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利府町</td> <td>4,475</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小計</td> <td>89,231</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>210,313</td> </tr> </table>	都市計画区域	面積(ha)	仙台市	44,293			塩竈市	1,787			名取市	10,007			多賀城市	1,965			岩沼市	6,072			富谷町	4,913			松島町	5,400			七ヶ浜町	1,327			利府町	4,475			小計	89,231			合計	210,313	<p>■改正理由</p> <p>現時点での更新等に伴い改正するもの。</p>
都市計画区域	面積(ha)	仙台市	44,296																																																																																								
		塩竈市	1,737																																																																																								
		名取市	9,817																																																																																								
		多賀城市	1,969																																																																																								
		岩沼市	6,045																																																																																								
		富谷市	4,918																																																																																								
		松島町	5,352																																																																																								
		七ヶ浜町	1,319																																																																																								
		利府町	4,489																																																																																								
		小計	88,934																																																																																								
		合計	210,016																																																																																								
都市計画区域	面積(ha)	仙台市	44,293																																																																																								
		塩竈市	1,787																																																																																								
		名取市	10,007																																																																																								
		多賀城市	1,965																																																																																								
		岩沼市	6,072																																																																																								
		富谷町	4,913																																																																																								
		松島町	5,400																																																																																								
		七ヶ浜町	1,327																																																																																								
		利府町	4,475																																																																																								
		小計	89,231																																																																																								
		合計	210,313																																																																																								
108頁	<p>図1-3 宮城県都市計画区域図</p>	<p>図1-3 宮城県都市計画区域図</p>	<p>■改正理由</p> <p>現時点での更新に伴い改正するもの。</p>																																																																																								

242頁	<p>2-7 許可又は不許可の通知等（法第35条）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 開発区域の規模、内容等によって一律に取り扱えないが、開発許可の申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分を行わなければならないとされており、本県における行政手続法による標準処理期間は<u>60日（土木事務所、石巻市及び大崎市許可の場合は40日）</u>である。当該処理期間は許可又は不許可の処分に至る概ねの目安であり、また、申請者が補正に要する日数はこれに含まれないこととなる。</p> <p>なお、行政手続法の規定により、不許可の処分をする場合は同時に不許可の理由が示されることとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>2-7 許可又は不許可の通知等（法第35条）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 開発区域の規模、内容等によって一律に取り扱えないが、開発許可の申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分を行わなければならないとされており、本県における行政手続法による標準処理期間は40日である。当該処理期間は許可又は不許可の処分に至る概ねの目安であり、また、申請者が補正に要する日数はこれに含まれないこととなる。</p> <p>なお、行政手続法の規定により、不許可の処分をする場合は同時に不許可の理由が示されることとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>■改正理由</p> <p>錯誤に伴い文言整理し、改正するもの。</p>																								
405頁	<p>表4-4 許可を得て建築できる建築物等（開発審査会の審議が必要なもの）</p> <p>(表中)</p> <p>4 公共事業</p> <p>4-3 <u>災害の危険のある区域</u>等から移転するための建築物</p>	<p>表4-4 許可を得て建築できる建築物等（開発審査会の審議が必要なもの）</p> <p>(表中)</p> <p>4 公共事業</p> <p>4-3 災害危険区域等から移転するための建築物</p>	<p>■改正理由</p> <p>文言整理に伴い、改正するもの。</p>																								
406頁	<p>4-2-1 公共公益施設、日常生活店舗等（法第34条第1号、令第29条の5、令第21条第26号）</p> <p>(略)</p> <p>令第21条(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)</p> <p>二十六 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物</u></p> <p>ハ (略)</p>	<p>4-2-1 公共公益施設、日常生活店舗等（法第34条第1号、令第29条の5、令第21条第26号）</p> <p>(略)</p> <p>令第21条(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)</p> <p>二十六 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物</p> <p>ハ (略)</p>	<p>■改正理由</p> <p>準用している法律の改正に伴い文言整理し、改正するもの。</p>																								
407頁	<p>(略)</p> <p>1 公共公益施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 主として当該開発区域の周辺に居住している者が利用する幼稚園、小学校、中学校、<u>又は義務教育学校</u></p> <p>(2) 社会福祉施設</p> <p>① 用途は、<u>児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業の用に供する施設、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設</u>であって、通所系施設又は主として当該開発区域の周辺地域に居住する者、その家族及び親族が入所する施設であること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 公共公益施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 主として当該開発区域の周辺に居住している者が利用する幼稚園、小学校、中学校</p> <p>(2) 社会福祉施設</p> <p>① 用途は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設であって、通所系施設又は主として当該開発区域の周辺地域に居住する者、その家族及び親族が入所する施設であること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>■改正理由</p> <p>準用している法律の改正に伴い文言整理し、改正するもの。</p>																								
408頁	<p>表4-5 法第34条第1号に定める公共公益施設</p> <p>例</p> <table border="1" data-bbox="231 1738 1380 1942"> <thead> <tr> <th>公共公益施設</th> <th>具体例</th> <th>根拠法令</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u></td> <td>(略)</td> <td><u>私学・公益法人課</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>義務教育課</td> </tr> </tbody> </table> <p>×印は該当しない</p>	公共公益施設	具体例	根拠法令	備考	学校	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u>	(略)	<u>私学・公益法人課</u>		(略)		義務教育課	<p>表4-5 法第34条第1号に定める公共公益施設</p> <p>例</p> <table border="1" data-bbox="1397 1738 2546 1942"> <thead> <tr> <th>公共公益施設</th> <th>具体例</th> <th>根拠法令</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>幼稚園、小学校、中学校</td> <td>(略)</td> <td>私学文書課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>×印は該当しない</p>	公共公益施設	具体例	根拠法令	備考	学校	幼稚園、小学校、中学校	(略)	私学文書課		(略)			<p>■改正理由</p> <p>準用している法律の改正に伴い文言整理し、改正するもの。</p>
公共公益施設	具体例	根拠法令	備考																								
学校	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u>	(略)	<u>私学・公益法人課</u>																								
	(略)		義務教育課																								
公共公益施設	具体例	根拠法令	備考																								
学校	幼稚園、小学校、中学校	(略)	私学文書課																								
	(略)																										

社会福祉施設 (後掲の社会福祉法を参照)	(略)	(略)	(略)
	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター	児童福祉法	<u>子ども・家庭支援課</u> <u>子育て社会推進室</u> 障害福祉課
	<u>幼保連携型認定こども園</u>	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>	<u>子育て社会推進室</u>
	婦人保護施設	売春防止法	<u>子ども・家庭支援課</u>
	母子福祉施設 (母子福祉センター、母子休養ホーム)	母子及び寡婦福祉法	<u>子ども・家庭支援課</u>
医療施設	診療所、助産所 ----- (略)	医療法	<u>医療政策課</u>

社会福祉施設 (後掲の社会福祉法を参照)	(略)	(略)	(略)
	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター	児童福祉法	子育て支援課 障害福祉課
	婦人保護施設	売春防止法	子育て支援課
	母子福祉施設 (母子福祉センター、母子休養ホーム)	母子及び寡婦福祉法	子育て支援課
医療施設	診療所、助産所 (略)	医療法	医療整備課

409頁
410頁

<社会福祉施設>

社会福祉施設とは、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業の用に供する施設及び社会福祉法第2条第2項及び同条第3項に掲げる第一種及び第二種社会福祉事業の用に供する施設並びに更生保護事業法第2条第7項の更生保護施設をいう。

<児童福祉法>
第6条の三

9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるも

<社会福祉施設>

社会福祉施設とは、社会福祉法第2条第2項及び同条第3項に掲げる第一種及び第二種社会福祉事業の用に供する施設並びに更生保護事業法第2条第7項の更生保護施設をいう。

■改正理由
準用している法律の改正に伴い文言整理し、改正するもの。

のに限る。)において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

1.2 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合(以下ハにおいて「共済組合等」という。)が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者(以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。)の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

<社会福祉法>

第2条(定義)

(略)

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業

一の二 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業

三 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を運営する事業

(略)

<社会福祉法>

第2条(定義)

(略)

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を運営する事業

(略)

411頁

2 日常生活店舗等

(1) 許可不要のもの

次のすべてに該当するものは、法第29条第1項第11号に基づいて、法第34条第1号にかかわらず許可不要で建築できる。(参考:指針I-2-4、I-6-2)

(略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

④ (略)

⑥ (略)

2 日常生活店舗等

(1) 許可不要のもの

次のすべてに該当するものは、法第29条第1項第11号に基づいて、法第34条第1号にかかわらず許可不要で建築できる。(参考:指針III-2-4、III-2-5)

(略)

(2) (略)

① (略)

③ (略)

⑤ (略)

⑦ (略)

■改正理由

開発許可制度運用指針及び準用している日本標準産業分類の改正に伴い文言整理し、改正するもの。

表4-6 市街化調整区域に立地できる日常生活店舗等（規模等の制限は別途）

イ欄に○印の用途は令第22条第6号が許容する用途に該当するので、前述（1）の要件を満たす場合、許可不要で建築できる。また、ロ欄に○印の用途は法第34条第1号が許容する用途に該当するので、前述（2）の要件を満たす場合、許可を得て建築できる。

なお、イ欄はロ欄に比べて、理容業、美容業等の物品に係わらないサービス業等が除外されている。また、分類は日本標準産業分類／総務省（平成25年10月改訂）によっている。

（参考：指針I-2-4、I-6-2）

大分類		判別
中分類	小分類／細分類（注：*は、備考であることを示す）	イ ロ

I-卸売・小売業		判別	
57 織物・衣服・身の回り品小売業	579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業 (略)	(略) (略)	
	5792 下着類小売業	○ ○	
58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業	(略) (略)	
59 機械器具小売業	593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く） (略)	(略) (略)	
	(略)	(略) (略)	
	5933 中古電気製品小売業	○ ○	
60 その他の小売業	605 燃料小売業 *例：ガソリンスタンド（参考I-6-2-(3)）	(略) (略)	
	606 書籍・文房具小売業	6061 書籍・雑誌小売業	○ ○
		6062 古本小売業	(略) (略)
	608 写真機・時計・眼鏡小売業	6081 写真機・写真材料小売業（写真現像・焼付業は7993に分類）	× ×
		6082 時計・眼鏡・光学機械小売業	○ ○
609 他に分類されない小売業	6091 ホームセンター 【注1】	○ ○	

K-不動産業、物品賃貸業 *不動産取引業、不動産賃貸業・管理業 (略) (略)

L-学術研究、専門・技術サービス業

74 技術サービス業 741 獣医業 × ×

412頁

413頁

表4-6 市街化調整区域に立地できる日常生活店舗等（規模等の制限は別途）

イ欄に○印の用途は令第22条第6号が許容する用途に該当するので、前述（1）の要件を満たす場合、許可不要で建築できる。また、ロ欄に○印の用途は法第34条第1号が許容する用途に該当するので、前述（2）の要件を満たす場合、許可を得て建築できる。

なお、イ欄はロ欄に比べて、理容業、美容業等の物品に係わらないサービス業等が除外されている。また、分類は日本標準産業分類／総務省（平成14年3月改訂）によっている。

（参考：指針III-2-4、III-6-2）

大分類		判別
中分類	小分類／細分類（注：*は、備考であることを示す）	イ ロ

大分類		判別	
57 織物・衣服・身	579 その他の織物・衣服・身 (略)	(略) (略)	
58 飲食料品小売業	581 各種飲食品小売業	(略) (略)	
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	592 機械器具小売業	○ ○	
605 燃料小売業 *例：ガソリンスタンド（参考III-6-2-(3)）	605 燃料小売業 *例：ガソリンスタンド（参考III-6-2-(3)）	(略) (略)	
	604 書籍・文房具小売業	604 書籍・文房具小売業	○ ○
		606 写真機・写真材料小売業 *写真現像・焼付業は8393に分類される	× ×
	609 他に分類されない小売業		

L-不動産業、物品賃貸業 *不動産取引業、不動産賃貸業・管理業 (略) (略)

M- <u>宿泊業、飲食サービス</u>				
76 飲食店	761 食堂、レストラン (専門料理店を除く)	<u>7611 食堂・レストラン</u> (<u>専門料理店を除く</u>)	×	○
	762 専門料理店	<u>7624 ラーメン店</u>	×	○
		<u>7625 焼肉店</u>	×	○
		<u>7629 その他の専門料理店</u> *例： <u>西洋料理店、スパゲティ店</u>	×	○
	764 <u>すし店</u> (<u>持ち帰り専門店、宅配専門店を除く</u>)	(略)	(略)	(略)
	<u>769 その他の飲食店</u> <u>【注2】</u>	<u>7691 ハンバーガー店</u>	×	○
		<u>7692 お好み焼き・焼きそば・たこ焼店</u>	×	○
		<u>7699 他に分類されない飲食店</u>	×	○
N- <u>生活関連サービス業、娯楽業</u>				
78 洗濯・理容・美容・浴場業	<u>784 一般公衆浴場業</u>		×	○
	<u>785 その他の公衆浴場業</u> *例： <u>温泉浴場業、スーパー銭湯</u>		×	×
	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	<u>7893 リラクゼーション業</u> (<u>手技を用いるもの</u>)	×	×
		<u>7894 ネイルサービス業</u>	×	×
79 その他の生活関連サービス業	799 他に分類されない生活関連サービス業	<u>7993 写真プリント、現像・焼付業</u>	×	○
P- <u>医療、福祉</u>				

M- <u>飲食店、宿泊業</u>				
70 一般飲食店	701 食堂、レストラン	7011 一般食堂	×	○
	703 <u>すし店</u>		(略)	(略)
	709 その他の一般飲食店		×	○
N- <u>医療、福祉</u>				
82 洗濯・理容・美容・浴場業	824 公衆浴場業		×	○
	825 特殊浴場業*例： <u>温泉浴場業、サウナぶろ業、ソープランド業</u>		×	×
	829 その他の洗濯・理容・美容・浴場業			
83 その他の生活関連サービス業	839 他に分類されない生活関連サービス業			

Q-複合サービス事業				
R-サービス業（他に分類されないもの）				
90 機械等修理業 （別掲を除く）	901 機械修理業 電気機械器具を除く	9011 一般機械修理業（電 気機械器具を除く）	（略）	（略）（略）
			（略）	（略）（略）
	909 その他の修理業	9099 <u>他に分類されない修理業</u>		（略）（略）

【注1】ホームセンター

主として日用雑貨や住宅設備に関する商品を販売する小売店の業態であるが、ペットなども取り扱っており、実態は多種多様な商品を販売している。
一律にホームセンターの呼び名で立地可能とした場合、立地不可の分類が含まれる可能性があることから、ホームセンターにおける立地可能な分類は、イ又はロ欄において「○」となっている用途の集合体に限るものとする。

【注2】769 その他の飲食店に分類される用途については、持ち帰り専門店を除く。

P-複合サービス事業				
Q-サービス業（他に分類されないもの）				
87 機械等修理業 （別掲を除く）	871 機械修理業 電気機械器具を除く	8711 一般機械修理業（建 設・鉱山機械を除く） （参考通達参照）	（略）	（略）（略）
			（略）	（略）（略）
	879 その他の修理業	8799 他に分類されないその他の修理業		（略）（略）

417頁

4-2-2 観光資源等に関連する施設（法第34条第2号）
（略）
本号は、「鉱物資源」「観光資源」「その他の資源」の3種類がある。いずれも、それぞれの要件に該当するものが許可対象となる。（参考：指針I-6-3）

1 （略）
（略）
① （略）
② （略）
イ 日本標準産業分類／総務省（平成25年10月改訂）の大分類「C-鉱業、砕石業、砂利採取業」の用に供するもの。すなわち、鉱物資源の採鉱、選鉱その他の品位の向上処理若しくはこれと通常密接不可分な加工の用に供するもの又は採鉱作業若しくは鉱山開発事業の用に供するもの。
ロ （略）

4-2-2 観光資源等に関連する施設（法第34条第2号）
（略）
本号は、「鉱物資源」「観光資源」「その他の資源」の3種類がある。いずれも、それぞれの要件に該当するものが許可対象となる。（参考：指針III-6-3）

1 （略）
（略）
① （略）
② （略）
イ 日本標準産業分類／総務省（平成14年3月改訂）の大分類「D-鉱業」の用に供するもの。すなわち、鉱物資源の採鉱、選鉱その他の品位の向上処理若しくはこれと通常密接不可分な加工の用に供するもの又は採鉱作業若しくは鉱山開発事業の用に供するもの。
ロ （略）

■改正理由
開発許可制度運用指針及び準用している日本標準産業分類の改正に伴い文言整理し、改正するもの。

418頁

4-2-4 農産物等の処理・貯蔵・加工施設（法第34条第4号）
農林漁業施設、農林漁業用住宅（令第20条）
（略）
1 （略）
(1) 農業、林業又は漁業の用に供する建築物であること。
「a 建築物の用途が生産行為としての農林漁業の用に供するものであること」及び「b 当該農林漁業の事業場と当該建築物の位置関係に関する要件」を満足することが必要である。
まず、「a 建築物の用途が生産行為としての農林漁業の用に供するものであること」に関して、農林漁業の範囲は、それぞれ日本標準産業分類／総務省（平成25年10月改訂）の「A-農業、林業」「B-漁業」による。この場合、季節的なものを含むが、家庭菜園等の生業でないものは含まない。また、農林漁業の生産物を集出荷する施設については、生産者自らがその生産物の集出荷又は一時的な保管を行うために設ける施設の場合に限り該当する。この場合、農業協同組合等が設置する施設は含まない。なお、許可不要に該当しない集出荷施設の中には、後掲2の対象となり許可を得て建築できるものがある。
（参考：指針I-2-2-(1)-③）

4-2-4 農産物等の処理・貯蔵・加工施設（法第34条第4号）
農林漁業施設、農林漁業用住宅（令第20条）
（略）
1 （略）
(1) 農業、林業又は漁業の用に供する建築物であること。
「建築物の用途が生産行為としての農林漁業の用に供するものであること」及び「当該農林漁業の事業場と当該建築物の位置関係に関する要件」を満足することが必要である。
まず、「建築物の用途が生産行為としての農林漁業の用に供するものであること」に関して、農林漁業の範囲は、それぞれ日本標準産業分類／総務省（平成14年3月改訂）の「A-農業」「B-林業」「C-漁業」による。この場合、季節的なものを含むが、家庭菜園等の生業でないものは含まない。また、農林漁業の生産物を集出荷する施設については、生産者自らがその生産物の集出荷又は一時的な保管を行うために設ける施設の場合に限り該当する。この場合、農業協同組合等が設置する施設は含まない。なお、許可不要に該当しない集出荷施設の中には、後掲2の対象となり許可を得て建築できるものがある。
（参考：指針III-2-2-(1)-③）

■改正理由
開発許可制度運用指針及び準用している日本標準産業分類の改正に伴い文言整理し、改正するもの。

419頁	<p>次に「<u>b</u>当該農林漁業の事業場と当該建築物の位置関係に関する要件」に関しては、次のすべてに該当することが必要である。ただし、畜舎、きのこ栽培施設など、施設が事業場となるもの（以下「事業施設」という。）については、この限りではない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該建築物の敷地は、当該農林漁業の事業場及び事業施設と同一の市町村、又は隣接市町村に存すること。ただし、当該建築物が「生産物を集出荷するための建築物」の場合は、上記にかかわらず当該農林漁業の事業場の隣接又は近隣の位置にあること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する建築物であること。(令第20条)</p> <p>① 温室、農作業舎、育種苗施設、野菜集荷施設、果実集荷施設、米麦乾燥調整施設、たばこ乾燥施設、蚕室、畜舎、家畜人口授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設、魚類蓄養施設、のり・わかめ乾燥施設、漁獲物水揚荷さばき施設等（参考：指針Ⅰ-2-2-(1)-①）</p> <p>② 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設、漁船漁具保全施設、養殖用飼料等保管施設、物置、漁船用補給施設等（参考：指針Ⅰ-2-2-(1)-②）</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>農産物等の処理・貯蔵・加工に供する施設で、次の①及び②に該当するものは、本号後段に基づき、許可対象となる。なお、「処理、貯蔵」には、集出荷、選果、保管を含むとされている。(参考：指針Ⅰ-6-4)</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>農業、林業若しくは漁業に従事する者の住宅で、以下のすべての要件に該当するものは法第29条第1項第2号後段に基づいて、本号によらず開発許可不要で建築できる。</p> <p>(1) 世帯構成員の1人以上が、次の①～③のいずれかに該当すること。この場合、被傭者又は兼業者は許容されるが、臨時的雇用者は含まれない。(参考：指針Ⅰ-2-2-(2))</p> <p>① 日本標準産業分類／総務省（平成25年10月改訂）の「<u>A-農業、林業</u>」のうち農業に生業として従事し、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>農地所有適格法人(農地法第2条第3項)</u>の構成員で、年間60日以上当該業務に従事している者</p> <p>(略)</p> <p>② 日本標準産業分類の「<u>A-農業、林業</u>」のうち林業に生業として従事し、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(林業に従事していることを証する市町村又は森林組合の発行する書面により確認する。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>③ 日本標準産業分類の「<u>B-漁業</u>」に生業として従事し、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 遠洋漁業を除く当該業務に従事している者</p> <p>(漁業に従事していることを証する市町村又は漁業協同組合の発行する書面により確認する。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建築する住宅が、主たる事業場と同一の市町村区域内、又は隣接市町村にあること。</p>	<p>次に「当該農林漁業の事業場と当該建築物の位置関係に関する要件」に関しては、次のすべてに該当することが必要である。ただし、畜舎、きのこ栽培施設など、施設が事業場となるもの（以下「事業施設」という。）については、この限りではない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該建築物の敷地は、当該農林漁業の事業場及び事業施設と同一の市町村、又は25km以内の隣接市町村に存すること。ただし、当該建築物が「生産物を集出荷するための建築物」の場合は、上記にかかわらず当該農林漁業の事業場の隣接又は近隣の位置にあること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する建築物であること。(令第20条)</p> <p>① 温室、農作業舎、育種苗施設、野菜集荷施設、果実集荷施設、米麦乾燥調整施設、たばこ乾燥施設、蚕室、畜舎、家畜人口授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設、魚類蓄養施設、のり・わかめ乾燥施設、漁獲物水揚荷さばき施設等（参考：指針Ⅲ-2-2-(1)-①）</p> <p>② 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設、漁船漁具保全施設、養殖用飼料等保管施設、物置、漁船用補給施設等（参考：指針Ⅲ-2-2-(1)-②）</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>農産物等の処理・貯蔵・加工に供する施設で、次の①及び②に該当するものは、本号後段に基づき、許可対象となる。なお、「処理、貯蔵」には、集出荷、選果、保管を含むとされている。(参考：指針Ⅲ-6-4)</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>農業、林業若しくは漁業に従事する者の住宅で、以下のすべての要件に該当するものは法第29条第1項第2号後段に基づいて、本号によらず開発許可不要で建築できる。</p> <p>(1) 世帯構成員の1人以上が、次の①～③のいずれかに該当すること。この場合、被傭者又は兼業者は許容されるが、臨時的雇用者は含まれない。(参考：指針Ⅲ-2-2-(2))</p> <p>① 日本標準産業分類／総務省（平成14年3月改訂）の「<u>A-農業</u>」「<u>B-林業</u>」のうち農業に生業として従事し、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 農業生産法人(農地法第2条第7項)の構成員で、年間60日以上当該業務に従事している者</p> <p>(略)</p> <p>② 日本標準産業分類の「<u>A-農業</u>」「<u>B-林業</u>」のうち林業に生業として従事し、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(林業に従事していることを証する市町村及び森林組合の発行する書面により確認する。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>③ 日本標準産業分類の「<u>C-漁業</u>」に生業として従事し、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 遠洋漁業を除く当該業務に従事している者</p> <p>(漁業に従事していることを証する市町村及び漁業協同組合の発行する書面により確認する。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建築する住宅が、主たる事業場と同一の市町村区域内にあること。</p>	
420頁	<p>4-2-6 中小企業の共同化・活性化（法第34条第6号）</p> <p>(略)</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業者の高度化に資する事業が対象となる。「中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第3号ロ及び第4号（前号ロに係るものに限る）に係る事業を指すものであり、具体的には同法施行令第2条第1項各号に掲げられている事業が該当する。(開発許可制度の解説（平成27年9月15日）P229)</p>	<p>4-2-6 中小企業の共同化・活性化（法第34条第6号）</p> <p>(略)</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業者の高度化に資する事業が対象となる。「中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第3号ロ及び第4号（前号ロに係るものに限る）に係る事業を指すものであり、具体的には同法施行令第2条第1項各号に掲げられている事業が該当する。(解説P2259)</p>	<p>■改正理由</p> <p>準用している解説の改訂に伴い文言整理し、改正するもの。</p>
421頁			

422頁	<p>4-2-7 既存工場と関連する工場（法第34条第7号） （略） 本号は、以下の2つのケースが許可対象となる。（参考：<u>開発許可制度の解説（平成27年9月15日）</u> <u>P230、指針I-6-5</u>） なお、市街化区域内の工場の敷地が市街化調整区域との境界に接している場合で市街化調整区域内へ工場敷地を拡張する場合は本号の許可対象とはならないが、4-2-14の開発審査会提案基準2-6の対象となる場合があるので、参照されたい。 （略）</p>	<p>4-2-7 既存工場と関連する工場（法第34条第7号） （略） 本号は、以下の2つのケースが許可対象となる。（参考：<u>解説P226、指針III-6-5</u>） なお、市街化区域内の工場の敷地が市街化調整区域との境界に接している場合で市街化調整区域内へ工場敷地を拡張する場合は本号の許可対象とはならないが、4-2-14の開発審査会提案基準2-6の対象となる場合があるので、参照されたい。 （略）</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針及び準用している解説の改訂に伴い文言整理し、改正するもの。</p>																
423頁	<p>4-2-9 沿道サービス施設、火薬類製造所（法第34条第9号） （略） 2 休憩所、給油所等 （略） (1) （略） ① 休憩所 自動車の運転者の休憩のための施設であり、いわゆるドライブイン及びその附属施設が該当する。 イ ドライブインは、次の要件のすべてに該当するものに限る。 a その用途が日本標準産業分類／総務省（平成25年10月改訂）の「<u>一般飲食店（中分類76）</u>」（4-2-1の表4-6を参照）のいずれかに該当すること。ただし、客席が立食形式のみの飲食店は除く。 （略） ② 給油所 いわゆるガソリンスタンド（<u>自動車用液化石油ガススタンド、自動車用天然ガススタンド、自動車用水素スタンド、自動車用充電スタンド等</u>、これらに類するものを含む。）及びその附属施設が該当する。 なお、ガソリンスタンドの附属施設は、次の要件のすべてに該当するものに限る。 （略）</p>	<p>4-2-9 沿道サービス施設、火薬類製造所（法第34条第9号） （略） 2 休憩所、給油所等 （略） (1) （略） ① 休憩所 自動車の運転者の休憩のための施設であり、いわゆるドライブイン及びその附属施設が該当する。 イ ドライブインは、次の要件のすべてに該当するものに限る。 a その用途が日本標準産業分類／総務省（平成14年3月改訂）の「<u>一般飲食店（中分類70）</u>」（4-2-1の表4-6を参照）のいずれかに該当すること。ただし、客席が立食形式のみの飲食店は除く。 （略） ② 給油所 いわゆるガソリンスタンド（自動車用液化石油ガススタンド等、これらに類するものを含む。）及びその附属施設が該当する。 なお、ガソリンスタンドの附属施設は、次の要件のすべてに該当するものに限る。 （略）</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針及び準用している日本標準産業分類の改正等に伴い文言整理し、改正するもの。</p>																
428頁	<p>4-2-14 その他やむを得ない開発行為（法第34条第14号） （略） 表4-7 市街化調整区域内で許可対象となる主な住宅の要件（報告基準による）</p> <table border="1" data-bbox="231 1207 1380 1528"> <thead> <tr> <th>住宅の類型 (提案基準)</th> <th>分家住宅 (1-1)</th> <th>大規模既存集落内の 分家住宅 (1-3)</th> <th>大規模既存集落内の 自己用住宅 (1-4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地できる 箇所</td> <td>市街化調整区域全般</td> <td colspan="2">知事指定の大規模既存集落内 (昭和62年8月20日指定) <u>(平成28年11月15日指定)</u></td> </tr> </tbody> </table>	住宅の類型 (提案基準)	分家住宅 (1-1)	大規模既存集落内の 分家住宅 (1-3)	大規模既存集落内の 自己用住宅 (1-4)	立地できる 箇所	市街化調整区域全般	知事指定の大規模既存集落内 (昭和62年8月20日指定) <u>(平成28年11月15日指定)</u>		<p>4-2-14 その他やむを得ない開発行為（法第34条第14号） （略） 表4-7 市街化調整区域内で許可対象となる主な住宅の要件（報告基準による）</p> <table border="1" data-bbox="1397 1207 2546 1528"> <thead> <tr> <th>住宅の類型 (提案基準)</th> <th>分家住宅 (1-1)</th> <th>大規模既存集落内の 分家住宅 (1-3)</th> <th>大規模既存集落内の 自己用住宅 (1-4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地できる 箇所</td> <td>市街化調整区域全般</td> <td colspan="2">知事指定の大規模既存集落内 (昭和62年8月20日指定)</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の類型 (提案基準)	分家住宅 (1-1)	大規模既存集落内の 分家住宅 (1-3)	大規模既存集落内の 自己用住宅 (1-4)	立地できる 箇所	市街化調整区域全般	知事指定の大規模既存集落内 (昭和62年8月20日指定)		<p>■改正理由 現時点での更新に伴い改正を行うもの。</p>
住宅の類型 (提案基準)	分家住宅 (1-1)	大規模既存集落内の 分家住宅 (1-3)	大規模既存集落内の 自己用住宅 (1-4)																
立地できる 箇所	市街化調整区域全般	知事指定の大規模既存集落内 (昭和62年8月20日指定) <u>(平成28年11月15日指定)</u>																	
住宅の類型 (提案基準)	分家住宅 (1-1)	大規模既存集落内の 分家住宅 (1-3)	大規模既存集落内の 自己用住宅 (1-4)																
立地できる 箇所	市街化調整区域全般	知事指定の大規模既存集落内 (昭和62年8月20日指定)																	
429頁	<p>表4-8 法第34条第14号に係る提案基準・報告基準一覧表 (表中) 4 公共事業 4-3 <u>災害の危険のある区域等</u>から移転するための建築物</p>	<p>表4-8 法第34条第14号に係る提案基準・報告基準一覧表 (表中) 4 公共事業 4-3 災害危険区域等から移転するための建築物</p>	<p>■改正理由 文言整理に伴い、改正するもの。</p>																
431頁	<p>1-1 分家住宅 （略） ＜報告基準＞ （略） （開発審査会）昭和49年12月13日 第51回 （参考）指針I-7-1-(1)</p>	<p>1-1 分家住宅 （略） ＜報告基準＞ （略） （開発審査会）昭和49年12月13日 第51回 （参考）指針III-7-1-(1)</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>																
433頁	<p>1-3 大規模既存集落（知事指定）内の分家住宅</p>	<p>1-3 大規模既存集落（知事指定）内の分家住宅</p>	<p>■改正理由</p>																

	(略) <報告基準> _____ (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(7)-② (略)	(略) <報告基準> _____ (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(7)-② (略)	開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。
434頁	1-4 大規模既存集落(知事指定)内の自己用住宅 (略) <報告基準> _____ (略) (開発審査会) 平成10年 7月16日 第264回 (参考) 指針I-7-1-(7)-① (略)	1-4 大規模既存集落(知事指定)内の自己用住宅 (略) <報告基準> _____ (略) (開発審査会) 平成10年 7月16日 第264回 (参考) 指針III-7-1-(7)-① (略)	■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。
435頁	1-5 病院等に附属する集合住宅又は寮で、その場所に立地することが不可欠なもの <提案基準> _____ (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(5) 1-6 大規模既存集落(知事指定)内の公営住宅 <提案基準> _____ (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(7)-④ (略)	1-5 病院等に附属する集合住宅又は寮で、その場所に立地することが不可欠なもの <提案基準> _____ (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(5) 1-6 大規模既存集落(知事指定)内の公営住宅 <提案基準> _____ (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(7)-④ (略)	■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。
436頁	1-7 松島基地周辺の騒音指定区域内の既存住宅の移転 <提案基準> _____ (略) (開発審査会) 平成 元年 5月18日 第179回 (参考) 指針I-7-1 (略)	1-7 松島基地周辺の騒音指定区域内の既存住宅の移転 <提案基準> _____ (略) (開発審査会) 平成 元年 5月18日 第179回 (参考) 指針III-7-1 (略)	■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。
438頁	1-8 開発審査会があらかじめ指定した既造成土地における建築 <提案基準> _____ (略) (開発審査会) 昭和48年 8月16日 第 35回 (参考) 指針I-7-1 (略)	1-8 開発審査会があらかじめ指定した既造成土地における建築 <提案基準> _____ (略) (開発審査会) 昭和48年 8月16日 第 35回 (参考) 指針III-7-1 (略)	■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。
439頁	1-9 旧法による既存宅地の確認を受けた土地の自己用住宅 <提案基準> _____ (略) (参考) 指針I-7-1 (略)	1-9 旧法による既存宅地の確認を受けた土地の自己用住宅 <提案基準> _____ (略) (参考) 指針III-7-1 (略)	■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。
440頁	1-10 東日本大震災により被災した自己用住宅の移転 <提案基準> _____ (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">「<u>県指定区域</u>」</p> <p>(平成24年8月1日県指定)</p> <p><input type="checkbox"/> 名取市 高館吉田地区 <input type="checkbox"/> 東松島市 北赤井地区</p> <p><input type="checkbox"/> 名取市 愛島地区</p> <p>(平成28年3月23日県指定)</p> <p><u><input type="checkbox"/> 東松島市 鹿妻地区</u></p> </div> (略)	1-10 東日本大震災により被災した自己用住宅の移転 <提案基準> _____ (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(平成24年8月1日県指定)</p> <p><input type="checkbox"/> 名取市 高館吉田地区 <input type="checkbox"/> 東松島市 北赤井地区</p> <p><input type="checkbox"/> 名取市 愛島地区</p> </div> (略)	■改正理由 現時点での更新に伴い、改正するもの。

441頁	<p>2-1 研究対象が市街化調整区域に存する研究施設で、その場所に立地することが不可欠なもの <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(4)</p> <p>2-2 大規模既存集落(知事指定)内の小規模な工場等 <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(7)-③</p>	<p>2-1 研究対象が市街化調整区域に存する研究施設で、その場所に立地することが不可欠なもの <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(4)</p> <p>2-2 大規模既存集落(知事指定)内の小規模な工場等 <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(7)-③</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>
442頁	<p>2-3 自治会が運営する準公益施設(集会所等) <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(8)</p> <p>2-4 知事指定の産業振興地域における技術先端型業種の工場等 <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(12)</p>	<p>2-3 自治会が運営する準公益施設(集会所等) <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(8)</p> <p>2-4 知事指定の産業振興地域における技術先端型業種の工場等 <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(12)</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>
443頁	<p>2-5 特定流通業務施設 <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(13)</p>	<p>2-5 特定流通業務施設 <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(13)</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>
444頁	<p>2-6 市街化区域内にあり、市街化調整区域に隣接する既存工場の増設 <提案基準> (略) 2 既存工場は、次のすべてに該当すること。 ① 日本標準産業分類/総務省(平成25年10月改訂)の大分類「E-製造業」に係る工場であること。 (略) 5 都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープラン並びに都市施設の整備状況、地域の道路交通等に関して、支障がないこと。 (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1 平成19年 9月20日 第321回 平成31年 3月20日 第386回 (平成31年4月26日施行)</p>	<p>2-6 市街化区域内にあり、市街化調整区域に隣接する既存工場の増設 <提案基準> (略) 2 既存工場は、次のすべてに該当すること。 ① 日本標準産業分類/総務省(平成14年3月改訂)の大分類「F-製造業」に係る工場であること。 (略) 5 都市計画の将来計画、都市施設の整備状況、地域の道路交通等に関して、支障がないこと。 (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1 平成19年 9月20日 第321回</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針及び準用している日本標準産業分類の改正等に伴い文言整理し、改正するもの。</p>
445頁	<p>3-1 現地の自然的土地利用と一体的なレクリエーション施設 <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針I-7-1-(11)-①</p>	<p>3-1 現地の自然的土地利用と一体的なレクリエーション施設 <提案基準> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(11)-①</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>
447頁	<p>3-2 運動・レジャー施設等に附属する建築物 <提案基準> (略) (開発審査会) 昭和49年 5月16日 第44回 (参考) 指針I-7-1-(11)-② 昭和60年12月 5日 第146回 指針I-1-2-(3) 平成8年 3月21日 第241回 指針I-7-1-(20)-① (略)</p>	<p>3-2 運動・レジャー施設等に附属する建築物 <提案基準> (略) (開発審査会) 昭和49年 5月16日 第44回 (参考) 指針III-7-1-(11)-② 昭和60年12月 5日 第146回 指針III-1-2-(3) 平成8年 3月21日 第241回 指針III-7-1-(20)-① (略)</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>
448頁	<p>4-1 収用対象事業の代替建築物等 <提案基準> (略)</p>	<p>4-1 収用対象事業の代替建築物等 <提案基準> (略)</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の</p>

	<p>(略) (開発審査会) 昭和49年 5月16日 第 44回 (参考) 指針 <u>I-7-1-(2)</u> (略)</p>	<p>(略) (開発審査会) 昭和49年 5月16日 第 44回 (参考) 指針 <u>III-7-1-(2)</u> (略)</p>	<p>改正に伴い、改正するもの。</p>
<p>449頁</p>	<p>4-2 土地区画整理事業の施行区域内の開発行為 <提案基準> <u>-----</u> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針 <u>I-7-1-(6)</u></p> <p>4-3 災害の危険のある区域から移転するための建築物 <提案基準> <u>-----</u> (略) 1 予定建築物は、次のいずれかに該当する移転により建築するものであること。 ① かけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転 ② 地すべり等防止法第24条第2項の規定による協議を経た関連事業計画に基づく移転 ③ 土砂災害防止法第26条第1項の勧告に基づく移転 ④ 建築基準法第10条第3項の命令に基づく移転 ⑧ その他条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づく①～④と同様と認められる移転 (略) <報告基準> <u>-----</u> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針 <u>I-7-1-(10)</u> 平成14年 7月17日 第294回 平成24年 5月16日 第347回 <u>平成31年 3月20日 第386回 (平成31年4月26日施行)</u></p>	<p>4-2 土地区画整理事業の施行区域内の開発行為 <提案基準> <u>-----</u> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針 <u>III-7-1-(6)</u></p> <p>4-3 災害危険区域等から移転するための建築物 <提案基準> <u>-----</u> (略) 1 予定建築物は、次のいずれかに該当する移転により建築するものであること。 ① かけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転 ② 地すべり等防止法第24条の規定による協議を経た関連事業計画に基づく移転 ③ 土砂災害防止法第25条第1項の勧告に基づく移転 ④ 建築基準法第10条第1項の勧告に基づく移転 ⑨ その他条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づく①～④と同様と認められる移転 (略) <報告基準> <u>-----</u> (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針 <u>III-7-1-(10)</u> 平成14年 7月17日 第294回 平成24年 5月16日 第347回</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針及び準用している法律の改正に伴い文言整理し、改正するもの。</p>
<p>450頁</p>	<p>5-1 地域の需要に相応する介護老人保健施設 <提案基準> <u>-----</u> (略) 1 介護保険法第8条第28項(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設で、各地域の要介護老人数等を踏まえて見込まれるその地域の需要を考慮した規模のものであること。なお、他の地域からの利用を数多く想定した大規模施設の設置は認められない。 (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針 <u>I-7-1-(15)</u> 平成12年 5月17日 第278回 平成19年 9月20日 第321回 平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行) 平成26年 7月16日 第360回 (平成26年8月13日施行) <u>平成31年 3月20日 第386回 (平成31年4月26日施行)</u></p> <div data-bbox="231 1438 1380 1900" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><介護保険法></p> <p>第8条(定義) 1～27 (略) 28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持 回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者(その治療 の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。) に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知 事の許可を受けたものをいい、「<u>介護保健施設サービス</u>」とは、<u>介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。</u> (略)</p> </div>	<p>5-1 地域の需要に相応する介護老人保健施設 <提案基準> <u>-----</u> (略) 1 介護保険法第8条第25項(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設で、各地域の要介護老人数等を踏まえて見込まれるその地域の需要を考慮した規模のものであること。なお、他の地域からの利用を数多く想定した大規模施設の設置は認められない。 (略) (開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針 <u>III-7-1-(15)</u> 平成12年 5月17日 第278回 平成19年 9月20日 第321回 平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行) 平成26年 7月16日 第360回 (平成26年8月13日施行)</p> <div data-bbox="1397 1438 2546 1900" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><介護保険法></p> <p>第8条(定義) 1～27 (略) 28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持 回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者(その治療 の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。) に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知 事の許可を受けたものをいう。 (略)</p> </div>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針及び準用している法律の改正に伴い、改正するもの。</p>

451頁	<p>5-2 優良な有料老人ホーム <提案基準>----- (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針I-7-1-(14) (略)</p>	<p>5-2 優良な有料老人ホーム <提案基準> (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針III-7-1-(14) (略)</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>																														
452頁	<p>5-3 当該既存集落の信者のための社寺仏閣・納骨堂 <提案基準>----- (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針I-7-1-(3)</p> <p>5-4 基準時以前からある建築物の増築、建替又は用途変更 <提案基準>----- (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針I-7-1-(9)</p>	<p>5-3 当該既存集落の信者のための社寺仏閣・納骨堂 <提案基準> (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針III-7-1-(3)</p> <p>5-4 基準時以前からある建築物の増築、建替又は用途変更 <提案基準> (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針III-7-1-(9)</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>																														
454頁	<p>5-6 産業廃棄物処理施設の簡易な管理事務所 <提案基準>----- (略) (開発審査会)平成 4年10月28日 第212回 (参考)指針I-7-1-(20)-①</p>	<p>5-6 産業廃棄物処理施設の簡易な管理事務所 <提案基準> (略) (開発審査会)平成 4年10月28日 第212回 (参考)指針III-7-1-(20)-①</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>																														
457頁	<p>5-7 相当期間適正に利用された建築物等のやむを得ない事情による用途の変更 (略) <報告基準>----- (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針I-7-1-(20)-③ (略)</p>	<p>5-7 相当期間適正に利用された建築物等のやむを得ない事情による用途の変更 (略) <報告基準> (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針III-7-1-(20)-③ (略)</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>																														
458頁	<p>5-8 敷地が狭小な自己用住宅の敷地の拡大を伴う建替 (略) <報告基準>----- (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針I-7-1-(9)</p>	<p>5-8 敷地が狭小な自己用住宅の敷地の拡大を伴う建替 (略) <報告基準> (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針III-7-1-(9)</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>																														
459頁	<p>5-他 その他市街化調整区域内の申請地に立地することの合理性が上記の建築物と同等以上にあると認められるもの <提案基準>----- (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針I-7-1</p>	<p>5-他 その他市街化調整区域内の申請地に立地することの合理性が上記の建築物と同等以上にあると認められるもの <提案基準> (略) (開発審査会)平成11年 3月10日 第270回 (参考)指針III-7-1</p>	<p>■改正理由 開発許可制度運用指針の改正に伴い、改正するもの。</p>																														
823頁	<p>8-2-2 開発許可事務担当窓口 1 県等の開発許可事務担当課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>担当</th> <th>所管市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁</td> <td>〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1</td> <td>022-211-3244 FAX 211-3191</td> <td>土木部 建築宅地課</td> <td>仙台市・石巻市・大崎市を除く県内全域</td> </tr> <tr> <td>大河原土木事務所</td> <td>〒989-1243 大河原町字南129-1</td> <td>0224-53-3918 FAX 53-8090</td> <td>建築班</td> <td>白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所在地	電話番号	担当	所管市町村名	県庁	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3244 FAX 211-3191	土木部 建築宅地課	仙台市・石巻市・大崎市を除く県内全域	大河原土木事務所	〒989-1243 大河原町字南129-1	0224-53-3918 FAX 53-8090	建築班	白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町	<p>8-2-2 開発許可事務担当窓口 1 県等の開発許可事務担当課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>担当</th> <th>所管市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁</td> <td>〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1</td> <td>022-211-3244 FAX 211-3191</td> <td>建築宅地課</td> <td>仙台市・石巻市・大崎市を除く県内全域</td> </tr> <tr> <td>大河原土木事務所</td> <td>〒989-1243 大河原町字南129-1</td> <td>0224-53-3918 FAX 53-8090</td> <td>建築班</td> <td>白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所在地	電話番号	担当	所管市町村名	県庁	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3244 FAX 211-3191	建築宅地課	仙台市・石巻市・大崎市を除く県内全域	大河原土木事務所	〒989-1243 大河原町字南129-1	0224-53-3918 FAX 53-8090	建築班	白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町	<p>■改正理由 現時点での名称等の更新を行うもの。</p>
区分	所在地	電話番号	担当	所管市町村名																													
県庁	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3244 FAX 211-3191	土木部 建築宅地課	仙台市・石巻市・大崎市を除く県内全域																													
大河原土木事務所	〒989-1243 大河原町字南129-1	0224-53-3918 FAX 53-8090	建築班	白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町																													
区分	所在地	電話番号	担当	所管市町村名																													
県庁	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3244 FAX 211-3191	建築宅地課	仙台市・石巻市・大崎市を除く県内全域																													
大河原土木事務所	〒989-1243 大河原町字南129-1	0224-53-3918 FAX 53-8090	建築班	白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町																													

仙台土木事務所	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4348 FAX 297-4119	建築部 建築第二班	塩竈市・名取市・多賀城市 ・岩沼市・富谷市・亶理町 ・山元町・松島町・七ヶ浜 町・利府町・大和町・大郷 町・大衡村
北部土木事務所	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0737 FAX 22-5260	建築班	栗原市・色麻町・加美町・ 涌谷町・美里町
東部土木事務所	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7	0225-94-8691 FAX 95-1190	建築班	登米市・東松島市・女川町
気仙沼土木事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2538 FAX 24-3183	建築班	気仙沼市・南三陸町
石巻市	〒986-8501 石巻市穀町14-1	0225-95-1111 FAX 23-4345	建設部 建築指導課	石巻市全域
大崎市	〒989-6188 大崎市古川七日町1-1	0229-23-8057 FAX 24-1819	建設部 建築住宅課	大崎市全域

仙台土木事務所	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4348 FAX 297-4119	建築班	名取市・岩沼市・亶理町・山 元町・大和町・富谷町・大衡 村・塩竈市・多賀城市・松島 町・七ヶ浜町・利府町・大郷 町
北部土木事務所	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0737 FAX 22-5260	建築班	加美町・色麻町・涌谷町・美 里町
栗原地域事務所	〒987-2251 栗原市築館字藤木5-1	0228-22-2168 FAX 22-9049	建築担当	栗原市
東部土木事務所	〒986-0812 石巻市東中里2-1-1	0225-94-8691 FAX 95-1190	建築班	東松島市・女川町
登米地域事務所	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-2775 FAX 22-7534	建築担当	登米市
気仙沼土木事務所	〒988-0034 気仙沼市朝日町1-1	0226-24-2538 FAX 24-3183	建築班	気仙沼市・南三陸町
石巻市	〒986-8501 石巻市日和が丘1-1-1	0225-95-1111 FAX 95-1175	建築指導課	石巻市全域
大崎市	〒989-6188 大崎市古川七日町1-1	0229-23-8057 FAX 24-1819	建築住宅課	大崎市全域

824頁

2 市町村関係課					
土木事務所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	開発許可事務担当課
大河原土木事務所					
白石市	989-0292	白石市大手町1-1	0224-22-1325	22-1329	都市整備課
角田市	981-1592	角田市角田字大坊41	0224-63-0138	63-4863	都市整備課
蔵王町	989-0892	蔵王町大字円田字西浦北10	0224-33-2214	33-3297	建設課
七ヶ宿町	989-0512	七ヶ宿町字関126	0224-37-2194	37-2468	ふるさと振興課
大河原町	989-1295	大河原町字新南19	0224-53-2112	53-3818	企画財政課
村田町	989-1392	村田町大字村田字迫6	0224-83-2112	83-5740	企画財政課
柴田町	989-1692	柴田町船岡中央2-3-45	0224-55-2121	55-4172	都市建設課
川崎町	989-1592	川崎町大字前川字裏丁175-1	0224-84-2111	84-6789	地域振興課
丸森町	981-2192	丸森町字鳥屋120	0224-72-3032	72-3042	建設課
仙台土木事務所					
塩竈市	985-8501	塩竈市本町1-1 (壺番館庁舎)	022-364-1126	362-7249	定住促進課
名取市	981-1292	名取市増田字柳田80	022-384-7124	384-2394	都市計画課
多賀城市	985-8531	多賀城市中央2-1-1	022-368-1141	368-9069	都市計画課
岩沼市	989-2480	岩沼市桜1-6-20	0223-22-1111	23-5888	復興・都市整備課
富谷市	981-3392	富谷市富谷坂松田30	022-358-0527	358-2357	都市計画課
亶理町	989-2393	亶理町字下小路7-4	0223-34-0508	34-7505	都市建設課
山元町	989-2292	山元町浅生原字作田山32	0223-37-8005	37-4144	建設課
松島町	981-0215	松島町高城字婦命院下一19-1	022-354-5702	354-3140	企画調整課
七ヶ浜町	985-8577	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	022-357-7442	357-5744	建設課
利府町	981-0112	利府町利府字新松並4	022-767-2342	767-2106	都市整備課
大和町	981-3680	大和町吉岡まほろば1-1-1	022-345-7504	345-2860	都市建設課
大郷町	981-3592	大郷町粕川字西長崎5-8	022-359-5537	359-3287	まちづくり政策課
大衡村	981-3692	大衡村大衡字平林62	022-341-8515	345-4853	都市建設課

2 市町村関係課					
土木事務所名	郵便番号	所在地	代表電話	FAX	開発許可事務担当課
大河原土木事務所					
白石市	989-0292	白石市大手町1-1	0224-25-2111	22-1328	都市整備課
角田市	981-1592	角田市角田字大坊41	0224-63-2111	62-4829	土木建築課
蔵王町	989-0892	蔵王町大字円田字西浦北10	0224-33-2211	33-4159	企画調整課
七ヶ宿町	989-0512	七ヶ宿町字関126	0224-37-2111	37-2577	まちづくり推進室
大河原町	989-1295	大河原町字新南19	0224-53-2111	53-3818	企画財政課
村田町	989-1392	村田町大字村田字迫6	0224-83-2111	83-5720	企画財政課
柴田町	989-1692	柴田町船岡中央2-3-45	0224-55-2111	55-4172	都市建設課
川崎町	989-1592	川崎町大字前川字裏丁175-1	0224-84-2111	84-5619	企画財政課
丸森町	981-2192	丸森町字鳥屋120	0224-72-2111	72-1540	建設住宅課
仙台土木事務所					
名取市	981-1292	名取市増田字柳田80	022-384-2111	384-2394	都市計画課
岩沼市	989-2480	岩沼市桜1-6-20	0223-22-1111	24-0897	都市計画課
亶理町	989-2393	亶理町字下小路7-4	0223-34-1111	34-7505	都市建設課
山元町	989-2292	山元町浅生原字作田山32	0223-37-1111	37-4144	まちづくり整備課
大和町	981-3680	大和町吉岡字西絵木1-1	022-345-1111	345-2860	都市建設課
富谷町	981-3392	富谷町富谷字坂松田30	022-358-3111	358-5485	都市計画課
大衡村	981-3692	大衡村大衡字平林62	022-345-5111	345-4853	都市整備課
塩竈市	985-8501	塩竈市旭町1-1	022-364-1111	362-7249	都市計画課
多賀城市	985-8531	多賀城市中央2-1-1	022-368-1141	368-9069	都市計画課
松島町	981-0215	松島町高城字婦命院下一19-1	022-354-5702	354-3140	企画調整課
七ヶ浜町	985-8577	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	022-357-2111	357-5744	建設課
利府町	981-0112	利府町利府字新並松4	022-356-9116	356-2794	企画課
大郷町	981-3592	大郷町粕川字西長崎5-8	022-359-5502	359-3287	企画調整課

■改正理由
現時点での名称等の更新
を行うもの。

	<p>北部土木事務所</p> <table border="1"> <tr><td>栗原市</td><td>987-2293</td><td>栗原市築館薬師1-7-1</td><td>0228-22-11540</td><td>22-0313</td><td>都市計画課</td></tr> <tr><td>色麻町</td><td>981-4122</td><td>色麻町四竈字北谷地41</td><td>229-65-2224</td><td>65-3252</td><td>建設水道課</td></tr> <tr><td>加美町</td><td>981-4292</td><td>加美町字西田三番5</td><td>0229-63-3116</td><td>63-2037</td><td>建設課</td></tr> <tr><td>涌谷町</td><td>987-0192</td><td>涌谷町字新町裏153-2</td><td>0229-43-2129</td><td>43-2144</td><td>建設課</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>987-8602</td><td>美里町北浦字駒米13</td><td>0229-33-2143</td><td>33-2145</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>東部土木事務所</p> <table border="1"> <tr><td>登米市</td><td>987-0602</td><td>登米市中田町上沼字西桜場18 (中田庁舎)</td><td>0220-34-2316</td><td>34-3448</td><td>住宅都市整備課</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>981-0503</td><td>東松島市矢本字上河戸36-1</td><td>0225-82-1111</td><td>82-1124</td><td>復興都市計画課</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>986-2261</td><td>女川町女川浜字女川178 KK-8街区1画地</td><td>0225-54-3131</td><td>53-5483</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>気仙沼土木事務所</p> <table border="1"> <tr><td>気仙沼市</td><td>988-8501</td><td>気仙沼市八日町1-1-1</td><td>0226-22-6600</td><td>24-3566</td><td>住宅支援課</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>986-0725</td><td>南三陸町志津川字沼田101</td><td>0226-46-1377</td><td>46-4557</td><td>建設課</td></tr> </table>	栗原市	987-2293	栗原市築館薬師1-7-1	0228-22-11540	22-0313	都市計画課	色麻町	981-4122	色麻町四竈字北谷地41	229-65-2224	65-3252	建設水道課	加美町	981-4292	加美町字西田三番5	0229-63-3116	63-2037	建設課	涌谷町	987-0192	涌谷町字新町裏153-2	0229-43-2129	43-2144	建設課	美里町	987-8602	美里町北浦字駒米13	0229-33-2143	33-2145	建設課	登米市	987-0602	登米市中田町上沼字西桜場18 (中田庁舎)	0220-34-2316	34-3448	住宅都市整備課	東松島市	981-0503	東松島市矢本字上河戸36-1	0225-82-1111	82-1124	復興都市計画課	女川町	986-2261	女川町女川浜字女川178 KK-8街区1画地	0225-54-3131	53-5483	企画課	気仙沼市	988-8501	気仙沼市八日町1-1-1	0226-22-6600	24-3566	住宅支援課	南三陸町	986-0725	南三陸町志津川字沼田101	0226-46-1377	46-4557	建設課	<p>北部土木事務所</p> <table border="1"> <tr><td>加美町</td><td>981-4292</td><td>加美町字西田三番5</td><td>0229-63-3111</td><td>63-2037</td><td>企画財政課</td></tr> <tr><td>色麻町</td><td>981-4122</td><td>色麻町四竈字北谷地41</td><td>0229-65-2111</td><td>65-2685</td><td>企画商工課</td></tr> <tr><td>涌谷町</td><td>987-0192</td><td>涌谷町字新町裏153-2</td><td>0229-43-2111</td><td>43-2693</td><td>ふるさと整備課</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>987-8602</td><td>美里町北浦字駒米13</td><td>0229-33-2111</td><td>33-2402</td><td>都市計画課</td></tr> </table> <p>栗原地域事務所</p> <table border="1"> <tr><td>栗原市</td><td>987-2293</td><td>栗原市築館薬師1-7-1</td><td>0228-22-1111</td><td>22-6168</td><td>都市計画課</td></tr> </table> <p>東部土木事務所</p> <table border="1"> <tr><td>東松島市</td><td>981-0503</td><td>東松島市矢本字上河戸36-1</td><td>0225-82-1111</td><td>82-1845</td><td>復興都市計画課</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>986-2261</td><td>女川町女川浜字大原316</td><td>0225-54-3131</td><td>54-3959</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>登米地域事務所</p> <table border="1"> <tr><td>登米市</td><td>987-0595</td><td>登米市迫町佐沼字中江2-6-1</td><td>0220-22-2111</td><td>22-9164</td><td>都市計画課</td></tr> </table> <p>気仙沼土木事務所</p> <table border="1"> <tr><td>気仙沼市</td><td>988-8501</td><td>気仙沼市八日町1-1-1</td><td>0226-22-6600</td><td>23-7756</td><td>都市計画課</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>986-0792</td><td>南三陸町志津川字沼田56</td><td>0226-46-2600</td><td>46-5348</td><td>建設課</td></tr> </table>	加美町	981-4292	加美町字西田三番5	0229-63-3111	63-2037	企画財政課	色麻町	981-4122	色麻町四竈字北谷地41	0229-65-2111	65-2685	企画商工課	涌谷町	987-0192	涌谷町字新町裏153-2	0229-43-2111	43-2693	ふるさと整備課	美里町	987-8602	美里町北浦字駒米13	0229-33-2111	33-2402	都市計画課	栗原市	987-2293	栗原市築館薬師1-7-1	0228-22-1111	22-6168	都市計画課	東松島市	981-0503	東松島市矢本字上河戸36-1	0225-82-1111	82-1845	復興都市計画課	女川町	986-2261	女川町女川浜字大原316	0225-54-3131	54-3959	建設課	登米市	987-0595	登米市迫町佐沼字中江2-6-1	0220-22-2111	22-9164	都市計画課	気仙沼市	988-8501	気仙沼市八日町1-1-1	0226-22-6600	23-7756	都市計画課	南三陸町	986-0792	南三陸町志津川字沼田56	0226-46-2600	46-5348	建設課	
栗原市	987-2293	栗原市築館薬師1-7-1	0228-22-11540	22-0313	都市計画課																																																																																																																						
色麻町	981-4122	色麻町四竈字北谷地41	229-65-2224	65-3252	建設水道課																																																																																																																						
加美町	981-4292	加美町字西田三番5	0229-63-3116	63-2037	建設課																																																																																																																						
涌谷町	987-0192	涌谷町字新町裏153-2	0229-43-2129	43-2144	建設課																																																																																																																						
美里町	987-8602	美里町北浦字駒米13	0229-33-2143	33-2145	建設課																																																																																																																						
登米市	987-0602	登米市中田町上沼字西桜場18 (中田庁舎)	0220-34-2316	34-3448	住宅都市整備課																																																																																																																						
東松島市	981-0503	東松島市矢本字上河戸36-1	0225-82-1111	82-1124	復興都市計画課																																																																																																																						
女川町	986-2261	女川町女川浜字女川178 KK-8街区1画地	0225-54-3131	53-5483	企画課																																																																																																																						
気仙沼市	988-8501	気仙沼市八日町1-1-1	0226-22-6600	24-3566	住宅支援課																																																																																																																						
南三陸町	986-0725	南三陸町志津川字沼田101	0226-46-1377	46-4557	建設課																																																																																																																						
加美町	981-4292	加美町字西田三番5	0229-63-3111	63-2037	企画財政課																																																																																																																						
色麻町	981-4122	色麻町四竈字北谷地41	0229-65-2111	65-2685	企画商工課																																																																																																																						
涌谷町	987-0192	涌谷町字新町裏153-2	0229-43-2111	43-2693	ふるさと整備課																																																																																																																						
美里町	987-8602	美里町北浦字駒米13	0229-33-2111	33-2402	都市計画課																																																																																																																						
栗原市	987-2293	栗原市築館薬師1-7-1	0228-22-1111	22-6168	都市計画課																																																																																																																						
東松島市	981-0503	東松島市矢本字上河戸36-1	0225-82-1111	82-1845	復興都市計画課																																																																																																																						
女川町	986-2261	女川町女川浜字大原316	0225-54-3131	54-3959	建設課																																																																																																																						
登米市	987-0595	登米市迫町佐沼字中江2-6-1	0220-22-2111	22-9164	都市計画課																																																																																																																						
気仙沼市	988-8501	気仙沼市八日町1-1-1	0226-22-6600	23-7756	都市計画課																																																																																																																						
南三陸町	986-0792	南三陸町志津川字沼田56	0226-46-2600	46-5348	建設課																																																																																																																						
825頁	<p>3 仙台市における開発許可事務担当課（参考） 利用上の注意に記述しているように、本便覧は、仙台市長が行う許認可については適用されないが、仙台市における開発許可事務の担当課・係については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発許可事務担当課</th> <th>郵便番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課</td> <td>980-8671</td> <td>仙台市青葉区国分町3-7-1</td> </tr> <tr> <td>担当係</td> <td>電話番号</td> <td>F A X</td> </tr> <tr> <td>審査指導第一係（青葉区・泉区）</td> <td>022-214-8344</td> <td>022-211-1918</td> </tr> <tr> <td>審査指導第二係（宮城野区・若林区・太白区）</td> <td>022-214-8319</td> <td>022-211-1918</td> </tr> </tbody> </table>	開発許可事務担当課	郵便番号	所在地	仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	担当係	電話番号	F A X	審査指導第一係（青葉区・泉区）	022-214-8344	022-211-1918	審査指導第二係（宮城野区・若林区・太白区）	022-214-8319	022-211-1918	<p>3 仙台市における開発許可事務担当課（参考） 利用上の注意に記述しているように、本便覧は、仙台市長が行う許認可については適用されないが、仙台市における開発許可事務の担当課については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発許可事務担当課</th> <th>郵便番号</th> <th>所在地</th> <th>代表電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市都市整備局 住環境部開発調整課</td> <td>980-8671</td> <td>仙台市青葉区国分町3-7-1</td> <td>022-261-1111</td> <td>022-211-1918</td> </tr> </tbody> </table>	開発許可事務担当課	郵便番号	所在地	代表電話	F A X	仙台市都市整備局 住環境部開発調整課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-261-1111	022-211-1918	<p>■改正理由 現時点での更新に伴い改正を行うもの。</p>																																																																																															
開発許可事務担当課	郵便番号	所在地																																																																																																																									
仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1																																																																																																																									
担当係	電話番号	F A X																																																																																																																									
審査指導第一係（青葉区・泉区）	022-214-8344	022-211-1918																																																																																																																									
審査指導第二係（宮城野区・若林区・太白区）	022-214-8319	022-211-1918																																																																																																																									
開発許可事務担当課	郵便番号	所在地	代表電話	F A X																																																																																																																							
仙台市都市整備局 住環境部開発調整課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-261-1111	022-211-1918																																																																																																																							
826頁	<p>8-3 開発許可申請手数料（条例第21条） (略) 開発行為その他法第3章第1節に関する事務につき徴収できる手数料については、都市計画法施行条例（宮城県条例第91号）により定めている。申請に係る手数料は、宮城県収入証紙で徴収するので、開発行為等の目的別に注意して申請書に規定額を貼付すること。（開発行為の目的については、2-1-8を参照） なお、石巻市の区域内における開発許可事務に係る申請手数料は、石巻市手数料条例の規定により納入することになっている。また、大崎市の区域内における開発許可事務に係る申請手数料は、大崎市手数料条例の規定により各市指定金融機関へ、納入通知書を添えて現金で納入することとなり、申請窓口で現金納入することもできる。 (略)</p>	<p>8-3 開発許可申請手数料（条例第21条） (略) 開発行為その他法第3章第1節に関する事務につき徴収できる手数料については、都市計画法施行条例（宮城県条例第91号）により定めている。申請に係る手数料は、宮城県収入証紙で徴収するので、開発行為等の目的別に注意して申請書に規定額を貼付すること。（開発行為の目的については、2-1-8を参照） なお、石巻市及び大崎市の区域内における開発許可事務に係る申請手数料は、石巻市手数料条例及び大崎市手数料条例の規定により各市指定金融機関へ、納入通知書を添えて現金で納入することになっている。また、大崎市においては申請窓口で現金納入することもできる。 (略)</p>	<p>■改正理由 現時点での更新に伴い改正を行うもの。</p>																																																																																																																								

この都市計画法開発許可制度便覧は、平成31年4月26日から施行する。